

## 佐賀清和中学校・高等学校いじめ防止基本方針

### 1 基本方針策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、生徒の身体や人格を傷つけ、時として心身に重大な影響を及ぼすものであることから、決して許されるものではない。

このため本校では、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対処、再発防止を組織的かつ効果的に実行するため、基本的な方針を定める。

### 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

いじめの防止等の対策は、本校の教育理念である「明」の精神に沿って日頃から礼儀正しく情操豊かな知性と教養の育成に努める。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにする。

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、関係機関との連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

#### ※「いじめ」の定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

### 3 いじめの防止等のための指導体制・組織

いじめ防止等に関する対策や発生した個別事案に対する具体的な対処方法を協議するため、本校に以下の組織を置く。なお、（２）（３）について別途要綱で定める。

#### （１）校内いじめ防止対策連絡会議

月に１回開催（必要に応じて随時）し、生徒間のトラブルなど、いじめに関わる情報を共有し、事実関係を整理して問題に対する迅速かつ組織的な対応を図る。

(2)いじめ防止対策委員会

(定例開催)

年に1回以上開催し、いじめ事案に対する学校の体制や基本的な対処方針、過去の事例等について専門家を交えた協議を行い、いじめ防止対策の改善に資する。

(臨時開催)

校内いじめ防止対策連絡会議等によりいじめの情報を共有し、慎重な対応が必要と判断した場合、共有した個別事案についての具体的な対処（調査、指導、支援）について協議し、機動的な対応により事案の解決を図る。

(3)いじめ防止対策拡大委員会

いじめ事案が重大事態に至った場合、事案の内容に応じて、校長が必要と認める関係職員と専門家を加えて拡大委員会を開催する。

#### 4 いじめの未然防止

(1) 道徳・人権意識の啓発

①生徒への啓発

生徒への人権教育として、年度初めの学年集会（生徒指導講話、教育相談講話）及び2学期の全校集会（人権・同和教育講演、生徒指導講話）に人権尊重の精神、情報モラルを含むいじめ防止等に関する内容を適宜取り扱う。また外部の相談窓口と校内の相談体制を周知して、いじめの早期発見を図る。

②保護者への啓発

学校の取り組みについて、学校情報配信メールやHP、保護者会でお知らせする。長期休み前には、家庭への文書で電話相談窓口の案内を周知する。また、学校評価アンケート等を活用し、保護者からの相談などに対応する。

③教職員の意識向上

教職員には年度当初にいじめ防止の基本方針と体制を確認したうえで、校内委員による月例の校内いじめ防止対策連絡会議ごとの意識喚起の他、人権・同和教育研修、いじめ対応手順の研修会を実施する。

(2) 生徒の自主的な取組への支援

生徒会のツールを用いて啓発を行うなど、生徒が自らいじめ問題に取り組むよう促すとともに、必要な情報を提供するなど生徒の取り組みを支援する。

## 5 いじめの早期発見

### (1) 相談体制の整備

#### ① 担任による面談

生徒との個人面談や保護者面談を通して、学校での生活状況や進路等について話し合う。気になる状況については、保護者と情報を共有し、適切に対応する。

#### ② スクールカウンセラーによる面談

「教育相談だより」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を生徒・保護者に周知する。また、必要に応じてスクールカウンセラーとの面談を個別に案内する。

#### ③ 相談窓口の充実、周知

スマホやタブレットなどの端末を用いて、相談を受け付ける本校独自の相談窓口を開設する。相談を受けた者は、直ちに管理職に報告し、校長は必要に応じて委員会を開催し対応する。

### (2) アンケート調査の実施

自宅でもアンケートに答えられるようにタブレットを用いて、年3回のアンケート調査を行い、いじめの早期発見に努める。

## 6 いじめ事案への対応

### (1) いじめ発生時の対応

#### ①初動対応

- ・ いじめに関わる相談や情報を得た教職員は速やかに学科主任と管理職に報告する。
- ・ 学科主任と管理職は、事案に関わる教職員を招集し、情報を把握する。指示された教職員は「いじめに関する報告書」を作成し、管理職に提出する。
- ・ いじめを認知した場合は、校長の指示により「校内いじめ防止対策連絡会議」を開催し、情報を共有し、対応を協議する。

#### ②対応決定について

- ・ 「校内いじめ防止対策連絡会議」（必要があれば、いじめ防止対策委員会を開催し、助言を受ける）において、事実関係の調査、対象生徒・関係生徒・保護者への対応等を協議し、その実施方法、実施時期、実施担当者を決定する。
- ・ 実施担当者は指示を実行した後、その結果を「いじめに関する事案対応報告書」に作成し、速やかに校長に報告するとともに、「校内いじめ防止対策連絡会議」にて情報を共有し、改めて必要な対応を協議する。

## 7 再発防止の取り組み

対象生徒へのケア、関係生徒への指導など、適切な措置により一定の解決を図った後、3か月以上経過観察を行い、当該事案が解消したことを確認する。

## 8 職員研修等

年度当初にいじめ防止等の基本方針と体制を確認したうえで、月例の校内いじめ防止対策連絡会議ごとに、気になる生徒の情報を共有し、人権・同和教育研修、いじめ対応の研修会を実施する。

## 9 体制・取り組み等の見直し

いじめ発見のためのアンケート、いじめの通報、適切な対処のあり方について基本的なマニュアルと様式を作成・共有し、必要に応じて増補・改定する。

校内いじめ防止対策連絡会議では、具体的な対応を明確にし、その後の状況について確実に報告、情報共有がなされるように議事録と報告書の様式を整え、会議の進行においても、必要な対応と報告が曖昧にならないようにする。

また、いじめ発見のためのアンケートについては、アンケートの手順、目的、質問項目、実施時期及び場所、回答形式などを十分に協議・計画して実施するように徹底し、実施したアンケート様式は事例集として記録に残して、新たな事案についてのアンケートに役立てられるよう参考資料として活用する。

これらの学校の取り組みについては、校内いじめ防止対策連絡会議等での議論、いじめ防止対策委員会における専門家の意見等を踏まえて、随時点検・見直しを行う。

# 佐賀清和中学校高等学校いじめ事案対応フロー

①いじめに関わる相談や情報をキャッチ



学科主任・管理職に報告



②学科主任または管理職から指示された職員は報告書を作成



## 校内いじめ防止対策連絡会議

①事実関係の調査・対応を協議決定

- ・聴き取り対象者の決定
- ・聴き取りやアンケートの仕方の具体的な計画

②実施担当者の決定

- ・いじめ行為の解消
- ・該当生徒・関係生徒への対応  
(保護者対応を含む)

実行

結果報告

実施担当者はいじめに関する事案対応報告書を作成

③結果の情報共有・改めて必要な対応を協議

- ・対象生徒へのケア・関係生徒への指導も含め、対応の見直し、対応継続または見守りについて今後の方針を決定する

アドバイスや  
評価のフィードバック

必要時に開催  
事案を報告

いじめ防止対策委員会